

第 77 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 4 年 7 月 15 日 (金) 開会 14 時 00 分 閉会 16 時 00 分

場 所 吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

案 件

1 委員の紹介、会長・副会長の選任

2 諮問案件

個人情報保護法改正に伴う吹田市個人情報保護制度の見直しについて

【市民部 市民総務室】

3 その他

<委員>

出席者：畠田 健治 (会長) 河口 恵 荒木 健児 宮前 正利

中西 清美 平山 雄一 廣瀬 恵美子 宮本 修

欠席者：河野 和宏 (副会長) 豊永 泰雄 塩路 裕子

<実施機関>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長) 東田 康司 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫

(主任) 中島 由美恵

<傍聴者>

3 名

本日の審議会は、新しい構成委員による初めての会議となるため、委員の紹介及び事務局の紹介があった。(委員任期：令和 4 年 7 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日)

また、委員の互選により、会長に畠田委員、副会長に河野委員が選出された。

1 諮問内容

(1) 諮問事項

- ア (諮問事項1) 条例要配慮個人情報について
- イ (諮問事項2) 個人情報ファイル簿とは別の帳簿に係る作成・公表について
- ウ (諮問事項3) 自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲について
- エ (諮問事項4) 自己情報の開示決定等の期限について
- オ (諮問事項5) 自己情報の訂正請求、利用停止請求における開示請求前置について
- カ (諮問事項6) 苦情処理委員の継続の要否について
- キ (諮問事項7) 審議会への諮問について
- ク (諮問事項8) 自己情報の開示請求に係る手数料について
- ケ (諮問事項9) 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について

(2) 諮問理由

吹田市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第38条第2項に規定する個人情報保護制度に関する重要事項にあたるため。

2 議事要旨（質疑応答等）

会長： 当審議会で、これまでも活発な意見交換が行われてきており、おまとめするのも大変だが、これからも各委員からいろいろな御意見、御発言をお願いします。

それでは実施機関から諮問の説明をお願いします。

【実施機関より、諮問に至った背景等、現行条例と改正個人情報保護法（以下「法」という。）の比較の資料説明】

実施機関： 国における個人情報保護法の改正の動きや概要については、昨年来、国の資料を基に委員の皆様へ、御説明を行ってまいりました。

改正法では、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールとして個人情報に係る定義やその取扱いの規定が設けられています。改正法における規定が、直接、本市の個人情報の取扱いに適用されます。また、個人情報保護委員会が一元的に改正法に基づき個人情報に係る規律を解釈運用することとなりました。

新たな規律の基で、これまでの個人情報保護制度が大きく変わります。

条例（案）の形としては、現行の吹田市個人情報保護条例を廃止し、新たに改正法の施行条例として検討を進めてまいりたいと考えています。

なお、地方議会における個人情報の取扱いについては、基本的に地方公共団体の機

関から除外され、自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが望ましいとされています。

(条例と改正法の比較資料 説明(必須項目と任意項目))

会長： それでは、諮問事項が複数あるので、それぞれの諮問事項について説明を受け、事項ごとに質問や御意見を受けたいと思う。では、説明をお願いします。

【実施機関より、資料に基づき(諮問事項1) 条例要配慮個人情報について説明】

委員： 条例趣旨と解釈(以下「趣旨と解釈」という。)で「思想、信条」と「宗教」で規定している具体的な情報(支持政党名、政治団体名、政治理念、政治活動の経歴、政治的信条等その人の政治的信念や個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観に関する情報、信者名簿、宗教法人名、宗教名等)は、法第2条第3項の「信条」における具体的な情報に該当するのか。

実施機関： 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関向け。以下「事務対応ガイド」という。)」によると、「信条」とは、個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものであるとされており、列挙された情報は「信条」に関する情報にあたると思います。

委員： 趣旨と解釈の「門地」は、法第2条第3項の「社会的身分」に該当するのか。

実施機関： 事務対応ガイドによると、「社会的身分」とは、ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱しえないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まないとされています。

一方、「門地」については、法にその文言はなく、ガイドラインや事務対応ガイドでも言及されておらず、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)の見解は確認できません。

委員： 趣旨と解釈の「遺伝子情報」は、法施行令第2条第2号に規定する本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果、及び同条第3号に規定する健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたことに該当するのか。

実施機関： 事務対応ガイドにおいて、遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの(例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等)が含まれ得るが、当該情報は、法施行令第2条第2号又は同条第3号に該当し得るとされています。

委員： 趣旨と解釈の「成年被後見人」は、法施行令第2条第1号に規定する身体障害、知

的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があることに該当するのか。

実施機関： ガイドラインや事務対応ガイドには、法施行令第2条第1号の規定に「成年被後見人」が該当するかどうかについての記載がなく、委員会の見解は確認できません。

なお、当該規定の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能障害は、次に掲げる障害とする（規則第5条）とされています。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

（2）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

（3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

（4）治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

委員： 吹田市において、条例要配慮個人情報（地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報）の仮の対象として、生活保護の受給に関する情報やDV・虐待等の相談記録に関する情報等が挙げられていますが、他の地方公共団体でも保有している個人情報であり、吹田市地域の特性その他の事情に該当するのか。

また、条例要配慮個人情報の事例の提示をお願いしたい。

実施機関： 現行条例においては、生活保護の受給に関する情報やDV・虐待等の相談記録に関する情報等は、社会的差別の原因となるおそれのある事項に該当し、センシティブ情報にあたるものとして取扱ってきたところです。

条例要配慮個人情報についての実施機関の考え方を示すにあたり、これらの情報を引き合いに出しましたが、本市だけが取り扱っている情報ではなく、多くの自治体で取り扱いのある情報です。委員会は、「地域の特性その他の事情」について、特に想定しているものはないが、地方公共団体において行われている施策等を考慮することが想定されるとの見解を示しています。この点を考慮すると、生活保護の受給に関する情報やDV・虐待等の相談記録に関する情報等については、本市として何か特別な施策を講じて取り組んでいる事務事業に関する情報ではなく、それぞれの根拠法令に従って他自治体と同じように取り組んでいる事務事業に関する情報であると考えます。

また、条例要配慮個人情報の事例について、同委員会は具体的に想定されるものはないとの見解を示しています。

なお、現時点で北摂他市において、条例要配慮個人情報を規定するとしている自治

体は確認できません。

委員： 従前より条例の趣旨と解釈を基に制度運用を行っていると思うが、法施行後は趣旨と解釈と同様のものを作成するのか。

実施機関： 国からはガイドラインと事務対応ガイドが示されており、これらに基づいて制度運用を行っていくことになると考えています。

委員： ガイドラインや事務対応ガイドは、趣旨と解釈ほどには具体的な例等の詳細な説明がされていないように思うが、これらを補足するものが必要となるのではないか。

実施機関： これまで条例一本で制度運用を行ってきたが、法施行後は、法と、法に委任された部分については条例と、別れるところがあるため、その点については研修や周知における課題のひとつと認識しています。ただ、具体的な対応策については検討中です。

実施機関： 基本的にはガイドラインや事務対応ガイドが趣旨と解釈に代わるものだと思います。今後、職員研修の中でしっかりと周知を図る必要があると認識しており、御意見はもっともなことだと思いますので、整理をしながら職員に浸透するような形で伝えていきたいと思います。

委員： 個人情報の取扱いに関して、同性婚の届出の受付について国の基準等は、法に規定されているのか。

実施機関： 規定されていません。

実施機関： 同性婚については別の法律の範疇になるかと思います。ただ、同性婚については、法律では認められておらず、代わりにいくつかの自治体において、同性カップルがパートナーとして共に人生を歩んでいくことを宣誓し、それを行政が証明するパートナーシップ制度が設けられています。

委員： 委員会は条例要配慮個人情報として想定しているものはないとのことで、また、北摂他市においても現時点で条例要配慮個人情報を規定するとしている自治体は確認できないということなので、実施機関の原案を認めてもいいと思う。

会長： 本日の審議は、各諮問事項について説明を受け、都度、質疑・意見を行うという進め方を予定していたが、結論を出せるものは諮問事項毎に出すこととするか、いかが。

委員： まずは諮問事項全体を通して説明を受けたいと思う。

会長： では、各諮問事項について説明を受け、都度、質疑・意見を行うという進め方とする。

【実施機関より、資料に基づき（諮問事項2）個人情報ファイル簿とは別の帳簿に係る作成・公表について説明】

委員： 個人情報が漏洩した場合などにおいて、漏洩した個人情報の項目の特定や範囲などの調査や対応のために、法の適用除外となる本人の数が1000人未満の個人情報ファイルについても作成・公表が必要であると考えますが、本人の数が1000人未満の個

個人情報ファイルについても作成・公表するのか。

実施機関： システムから情報漏えいした場合に、各システムにおいて取扱うデータ項目については、担当室課においてシステムの仕様書や設計書等により確認することが可能であり、システムで取扱うデータの対象となる範囲についても、個人情報ファイル簿に記載する程度の内容であれば、担当室課において把握し得るものと考えます。

また、委員会は、本人の数が 1000 人未満の個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿を作成・公表することは妨げられないとしています。しかし、政令で定める数を 1000 人以上と規定した具体的な考え方は示されておらず、本市において、1000 人未満の個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿の対象とする場合、何人以上とすることが適当であるのか、その設定は困難です。よって、法の規定どおり本人の数が 1000 人以上の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表を考えています。

委員： 例えば、個人情報が漏えいし、インターネット上にそれらの情報が掲載されていることが分かった場合、その掲載されている情報（データ項目）がどのシステムから漏えいしたものか特定できるのか。

実施機関： 掲載された情報（データ項目）を基に、当該情報を取扱っていると思われる部署をひとつひとつ調査し、原因の特定をしていく必要があると思います。

委員： 個人情報ファイルは、具体的にどういうものか。一市民の情報が全てそこに入っているのか。それとも複数の部署で作られているものなのか。

実施機関： 現行条例で規定する開始届は、個人情報を取扱う事務単位に着目して作成を行うものですが、個人情報ファイル簿は、システム等のデータベースに着目して作成するものになります。個人情報ファイルとは、システムのデータベースのように特定の情報を検索できるように構成した情報の集合物のことをいいます。また、紙媒体であっても医療カルテのように五十音順に整理され、容易に検索できるものは個人情報ファイルに含まれます。様々な部署において、業務に応じて個人情報ファイルの取扱いがあるものです。

委員： 本人の数が 1000 人未満とはどういうことか。

実施機関： 法では、ひとつのデータベースに収められている対象者（本人）の数が 1000 人以上か、1000 人未満かによって、個人情報ファイル簿を作成・公表するかどうかを判断することになります。

委員： 原案の場合、開始届はどうなるのか。

実施機関： 現状、開始届は、行政資料閲覧コーナーに配架していますが、法施行に伴い、個人情報ファイル簿を作成のうえ、行政資料閲覧コーナーやホームページ上で公表することになります。

委員： では、開始届は、個人情報ファイル簿に作り替えていくことになるのか。

実施機関： 法施行時点で、個人情報ファイル簿を公表する必要があるため、施行日までに作成しておく必要があります。

実施機関： 開始届は、条例に規定しない場合、文書の保存年限に従って一定期間保管後、廃棄します。

委員： 別紙2に個人情報ファイル簿の見本があるが、「記録情報の経常的提供先」や「行政機関等匿名加工情報の募集をする個人情報ファイルである旨」とは、どういったことが記録されるのか。

実施機関： ある部署が業務において定期的に生活保護の受給の情報について取扱う必要があるとすると、生活保護の担当部署からその情報を提供してもらう必要があります。その場合、生活保護の担当部署は、「記録情報の経常的提供先」欄に提供先の担当部署名を記載することになります。

また、行政機関等匿名加工情報に関連する欄については、行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施する場合に、記載が求められる欄となっています。詳しくは諮問事項9において御説明させていただく予定ですが、行政機関等匿名加工情報の提案募集については、都道府県及び指定都市を除く自治体は、当分の間、任意とされています。この点について、原案としましては提案募集を行わない方向で考えており、原案どおりでしたら当該欄については記載対象外になるものです。一方、提案募集を行う場合は、個人情報ファイルで扱う本人の数が1000人以上であれば提案募集の対象となるため、「行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨」欄に対象となるような記載がされることとなります。

委員： 今回の諮問は、自治体の条例が法よりも早く整備された経緯がある中で、国が法で一本化しようとするものであり、法に沿って行くことになるが実施機関としては条例の内容を特に変更する必要はないというスタンスだという認識でよいか。

実施機関： 冒頭に、御覧いただいた現行条例と改正法の比較（概要）資料において、右上黒丸の項目と白丸の項目を記載しています。黒丸は条例で定めなければならない事項で、開示請求に係る手数料が該当します。その他の白丸は任意事項とされており、各自治体の事情に応じて法の範囲内で決めることができるとされています。今回の諮問にあたっては、9項目のうち、8項目が任意のものであり、本市の実情に照らしてその内容等について法による共通ルールを踏まえて御審議いただくというものです。

【実施機関より、資料に基づき（諮問事項3）自己情報の開示等請求における不開示情報の範囲について説明】

委員： 情報公開条例第7条第5号に規定する法令等の規定により明らかに公開することができないとされている情報の事例の提示をお願いしたい。

実施機関： 税担当部署になされた公文書公開請求に対して、地方税法第22条（秘密漏えいに

関する罪)に規定する、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密にあたり、情報公開条例第7条第5号に該当するとした例があります。

委員： 法令秘情報の例として示されたものは、今後の法解釈では、事務又は事業に関する情報に、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し」とあるが、これに該当するのか。

実施機関： 法令秘情報の例では、請求された公文書の内容が定かではないので、正確にはお答えできませんが、個人の税情報であれば個人に関する情報に該当するでしょうし、請求内容によっては事務又は事業に関する情報、又はその両方に該当することもあり得ると思います。

会長： この部分は、理解しやすいように思う。

【実施機関より、資料に基づき（諮問事項4）自己情報の開示決定等の期限について説明】

委員： 期限については、現行条例から特に変更しないという理解でよいか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 期間計算において、初日を算入するかしらないかの違いにより、現行条例と法改正による条例案で1日ずれが生じるということか。

実施機関： おっしゃるとおりです。

実施機関： 御参考までに、過去3年間の延長を含めた平均処理日数としまして、令和元年度10.4日、令和2年度13.1日、令和3年度11.6日となっています。

会長： 開示請求する方は、1日でも早く情報を得たいという思いがあるので、現状を維持するというのが望ましいと思う。

【実施機関より、資料に基づき（諮問事項5）自己情報の訂正請求、利用停止請求における開示請求前置について説明】

会長： 現行条例の取扱いを変更しないという理解でよいか。

実施機関： お見込みのとおりです。

会長： 自己情報については、開示請求以外にも目にすることはあると思われるので、気付いた時に訂正請求できる方が良いと思う。

【実施機関より、資料に基づき（諮問事項6）苦情処理委員の継続の要否について説明】

委員： 近隣他自治体の状況、設置以来の実績から見て設置の必要性が認められないという考えは理解できる。しかしながら、近年高まってきている個人情報保護に関する市民の意識、そして自治体の個人情報保護の取り組み姿勢に対する関心度からすると、苦情処理委員の設置という市の取り組みは姿勢を示す意味では残してもいいかとも

思う。実績が少なく、設置することでの市の負荷・負担等が大きくなること等、実質面での判断であれば仕方ないと思うが、もう少し今回の判断に至る市側の考えを聞きたい。

実施機関： 条例制定時は、国や民間事業者における個人情報の苦情や相談等の窓口は設けられていなかったと思われ、苦情処理委員を設置する意義はあったと考えます。その後、平成 28 年に委員会が設置され、相談ダイヤルが設けられ、さらに同委員会は民間事業者に対する命令等の措置を取ることができ、更に改正法の施行により自治体に対しても実地調査や指導・勧告を行うことができるなど、監督・監視することになっています。また、民間事業者においても、同委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体の相談窓口が設けられるなど、本市苦情処理委員が設けられた当時と比べて、国や民間事業者、特に国においては窓口設置にとどまらず実効性のある対応まで可能となったことから、苦情処理委員の見直しに至りました。

委員： 苦情処理委員については、どういう手段により周知されているのか。

実施機関： 市報、市ホームページ、くらしの友（市のサービス等を掲載した冊子）にて御案内しています。

委員： 20 年で 2 件の実績があるとのことだが、周知の際には詳しい内容が周知されているのか。仮に苦情処理委員をやめた場合、代わりにどういった相談窓口があるのか周知し、積極的に苦情処理や相談にあたっていくことが大切ではないか。

実施機関： 法では、国や地方自治体、民間事業者それぞれに対して、苦情処理についての規定が設けられています。今回、法では苦情処理に対する取組みが求められている中で苦情処理委員については廃止することを提案しています。しかし、苦情や相談への取組み自体はしっかりと対応していく必要があるものと認識しています。

委員： 現状において各種の相談窓口があるとのことだが、相談があった内容について市として共有すべきときには共有できる形になっているのか。

実施機関： 代表的な相談窓口である市民の声では、直接関係する部局が市民の方に回答するが、直接関係しなくても関連する部局に供覧という形で情報共有する処理を行っています。

実施機関： 市民の声では、相談内容について公表の希望の有無を確認しています。公表を希望される場合は、毎月ホームページに掲載しています。

実施機関： 御質問の内容と少し外れますが、自己情報の開示請求に対する決定に不服がある場合、不服申し立てをすることができます。公文書公開請求も含めて、年度毎に制度の運用状況をまとめたうえで公表しており、そうしたところでも情報共有のひとつの手段になっていると思います。

会長： 時間がきたので本日の審議はここまでとしたい。

3 委員間協議・裁決

(諮問事項 7) 審議会への諮問について

(諮問事項 8) 自己情報の開示請求に係る手数料について

(諮問事項 9) 行政機関等匿名加工情報に係る手数料について

上記 3 件の説明については、次回以降の審議会で行うこととし、継続審議とする。